

# ニーズ調査等の手法

---

新潟県社会福祉協議会 企画広報課 課長 横堀直樹

## 目的と内容

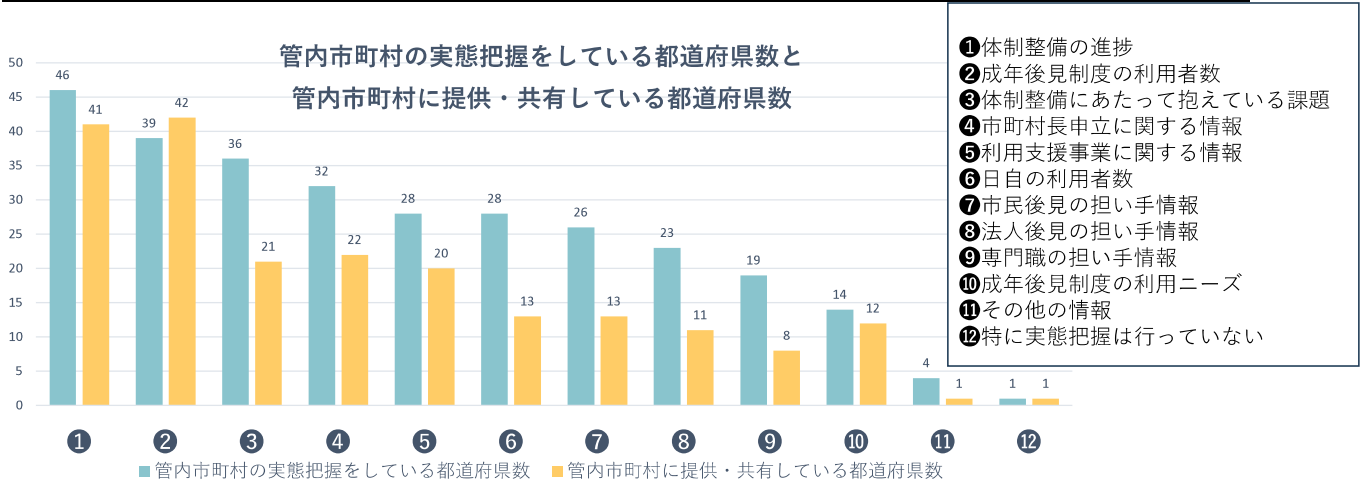
---

- ・権利擁護支援、成年後見に関するニーズ等の把握方法について理解する
- ・権利擁護支援や利用促進体制の構築に、どう活かしていくか考える

01. ニーズ等把握の現状
02. ニーズ調査等の種類と手法
03. ニーズ調査等の留意点

# 01.ニーズ等把握の現状

## 1 都道府県の現状



- ① 体制整備の進捗
- ② 成年後見制度の利用者数
- ③ 体制整備にあたって抱えている課題
- ④ 市町村長申立に関する情報
- ⑤ 利用支援事業に関する情報
- ⑥ 日自の利用者数
- ⑦ 市民後見の担い手情報
- ⑧ 法人後見の担い手情報
- ⑨ 専門職の担い手情報
- ⑩ 成年後見制度の利用ニーズ
- ⑪ その他の情報
- ⑫ 特に実態把握は行っていない

令和4年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（都道府県調査：権利擁護支援・体制整備支援に関する実態把握）

## 2 市町村が都道府県から受けた支援・期待する支援

	平成30年10月までに市町村が受けている都道府県からの支援内容	今後市町村が都道府県に期待する支援内容
<b>管内地域における権利擁護・成年後見ニーズの把握、情報提供</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 支援を受けている(受けた) 190/17.4%</li> <li>■ 受けていない 874/80.1%</li> <li>■ 無回答 27/2.5%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高 437/40.1%</li> <li>■ 中 495/45.4%</li> <li>■ 低 121/11.1%</li> <li>■ 無回答 38/3.5%</li> </ul>
<b>管内地域における社会資源（担い手）等の充足状況の把握、情報提供</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 支援を受けている(受けた) 94/8.6%</li> <li>■ 支援を受けていない 969/88.8%</li> <li>■ 無回答 28/2.6%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高 387/35.5%</li> <li>■ 中 525/48.1%</li> <li>■ 低 139/12.7%</li> <li>■ 無回答 40/3.7%</li> </ul>
<b>ニーズ調査のための共通フォーマット等の提供</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 支援を受けている(受けた) 30/2.7%</li> <li>■ 支援を受けていない 1,030/94.4%</li> <li>■ 無回答 31/2.8%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高 384/35.2%</li> <li>■ 中 518/47.5%</li> <li>■ 低 143/13.1%</li> <li>■ 無回答 46/4.2%</li> </ul>

「成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業」アンケート調査結果（H30.10.1現在）  
配布：回収 市町村1,741：1,091（回収率62.7%）

※高中低・・・期待度

## ＜第二期基本計画の工程表とKPI＞

	KPI <sup>※1</sup> (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度 <sup>※2</sup>	令和7年度	令和8年度	
優先して取り組む事項 <sup>※3</sup>	<b>任意後見制度の利用促進</b> ・周知・広報  ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場  —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知		関係機関等による周知の継続		
		利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討					
	<b>担い手の確保・育成等の推進</b> ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県  ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定		都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
		都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施					
	<b>市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進</b> ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県  ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施		都道府県による研修の継続実施		
	市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた業務の改善						
		全国で適切に実施する方策の検討	市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 <small>※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施</small>		市町村による実施		
<b>権利擁護支援の行政計画等の策定推進</b> ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し		策定状況等のフォローアップ			
<b>都道府県の機能強化</b> ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置		都道府県による協議会の継続的な運営			

5

## 02. ニーズ調査等の種類と手法

中核機関設置、市町村計画策定のための調査

人数

### A ニーズ調査

判断能力の低下があり、成年後見制度の利用が必要になる可能性がある人  
(成年後見制度利用に関する潜在ニーズ)

### B 受け皿調査

その地域の後見事案を受任できる受け皿の把握

システム  
(体制)

### C 体制把握

権利擁護支援を担っている体制の現状把握

『成年後見制度利用促進ニュースレター』第7号（2018年8月31日発行）

6

# A ニーズ調査

## 1 定量調査

### 手法

既存の情報や数値からニーズを把握する

- ・認知症高齢者数、知的障害者数、精神障害者数と推移
- ・虐待を受けた高齢者、障害者等
- ・日常生活自立支援事業利用者数、成年後見制度移行者数
- ・生活困窮者自立支援法に基づく相談件数 など

### メリット

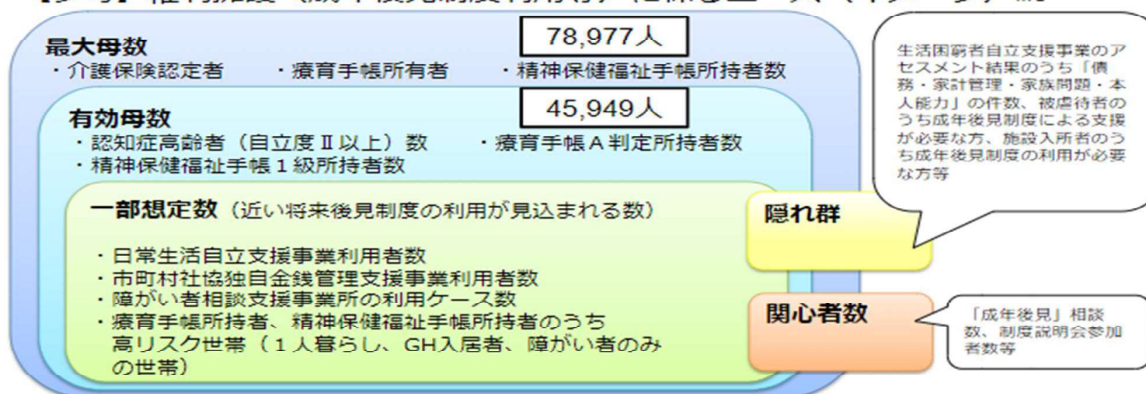
調査票の作成や集計等の手間が必要無い

### デメリット

調査対象者以外の把握ができない

## <定量調査>

【参考】権利擁護（成年後見制度利用等）に係るニーズ（イメージ）※1



最大母数	介護保険認定者数 ※2	58,534人
	療育手帳の所持者数 ※2	11,412人
	精神障害者保健福祉手帳の所持者数 ※2	9,031人
有効母数	認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上）数 ※2	40,245人
	療育手帳A判定所持者数 ※2	5,019人
一部想定数	精神障害者保健福祉手帳1級所持者数 ※2	685人
	日常生活自立支援事業の利用者数 ※2	707人

※1 上記イメージ図は、「H30.3.7成年後見制度利用促進フォーラムレジュメ（豊田市報告）」をもとに作成  
 ※2 宮崎県長寿介護課医療・介護連携推進室調べ（R1.10.1時点について照会。市町村により時点が異なる場合がある。認知症高齢者は介護保険認定者について集計）

令和元年度成年後見制度利用促進体制整備研修都道府県担当者研修：「成年後見制度利用促進体制整備の取組～宮崎県の取組状況～」資料より

## 2 実数調査

### 手法

事業者等に対し、成年後見制度が必要となる状態像を明示し、利用が必要だと思われる人数を調査する

### メリット

より支援の必要がある人数のニーズ把握が出来る

### デメリット

回答者の思いや理解度によって回答内容が左右される場合がある

集計作業等に労力を有する

## 3 実数調査の手法

### 手法

事業者等に成年後見制度が必要となる状態像を明示し、利用が必要だと思われる人数を調査する。

#### 調査の対象となる事業者等の例

- ・ 高齢者施設
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 介護支援専門員
- ・ 相談支援事業所
- ・ 市町村社会福祉協議会
- ・ 日常生活自立支援事業専門員
- ・ 民生委員
- ・ 病院、医療機関
- ・ 金融機関
- ・ 福祉用具貸与・販売事業所 等

#### 調査の内容の例

- ・ 成年後見制度の利用が必要と思われる状態像を明示して聞く

#### 追加質問例

- ・ 要支援者の平均収入  
→ 所得差による後見ニーズがみえやすい
- ・ 要支援者に対する協力可能な親族の有無  
→ 協力できる親族がない場合には、市町村長申立てニーズ、かつ、第三者後見人の担い手ニーズとして計上

※状態像の例

判断能力が不十分であるため、治療や介護・福祉サービスの必要性や契約を理解できずに、支援が進まない

判断能力が不十分であるため、治療や介護・福祉サービスの全部又は一部を拒否している

本人の判断能力が不十分であるが、本人名義の土地や建物、有価証券等の資産を有し、その管理が適切でない

本人の判断能力が不十分であるため、商品を次々購入するなど、収入に見合った適切な支出が出来ない。家計管理が出来ない。

税や保険料、利用料などを現に滞納、又は負債があるが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に返済等の対応が出来ていない

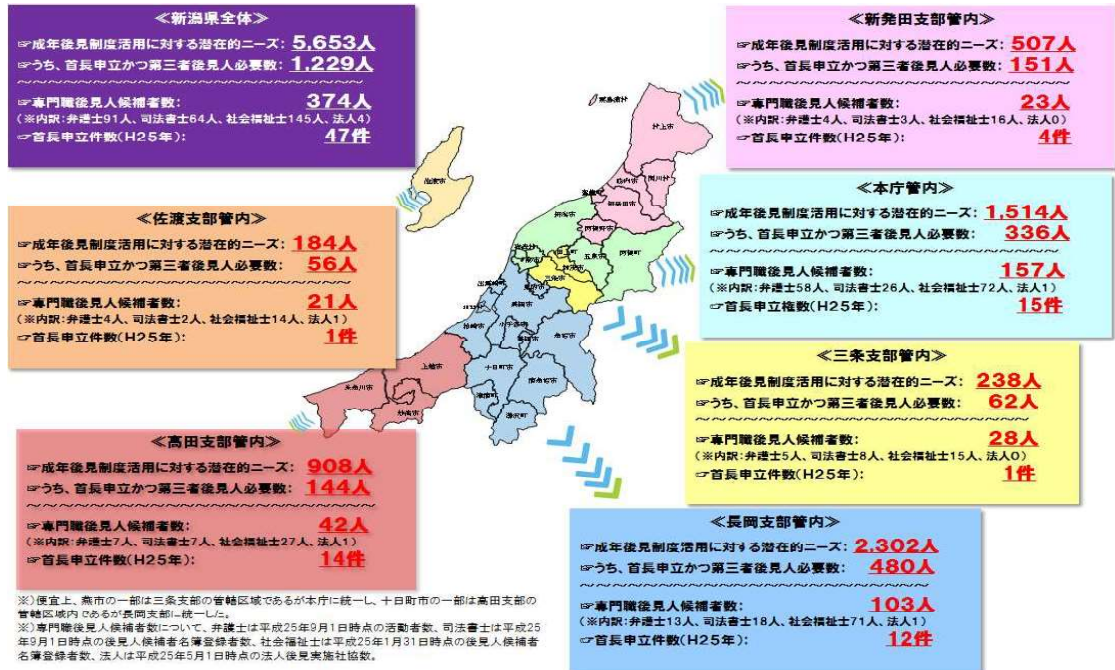
本人の判断能力が不十分であるため、預金や年金を取り上げられるなど、経済的虐待や金銭搾取を受けている又はその疑いがある

上記のような課題を抱える可能性はあるが、親や兄弟等が健在であるので、今は特に問題がない

本人の判断能力が不十分であるために、その他困難な事情があるが、適切に対応できていない

## <実数調査>

### 新潟県における成年後見制度活用に対する潜在的ニーズ（平成25年度） 《新潟家庭裁判所支部別状況》



## <定量調査+実数調査>

### 豊田市における成年後見ニーズの整理



- 豊田市においては、**成年後見制度の利用の可能性のある約7,400人(潜在者)**のうち、すでに**成年後見制度を利用している約450人(利用者)**と、**成年後見制度の利用の必要性が高い約660人(需要者)**を合わせると、**約1,100人の市民に被後見人等としての高いニーズ**がある。
- また、**需要者の内訳として、身寄りのない方が約18.3%を占めるとともに、「低所得」や「在宅生活」に該当する割合が比較的多く、家族の助けがサービスに十分頼ることが難しく、判断能力が不十分な中で不安を抱えながら生活されている市民が一定程度存在している。**

#### <潜在者数(推計値)>

	潜在者推計値	うち認知症	うち知的障がい	うち精神障がい
計	7,402	3,618	2,867	917

【出所】 豊田市介護保険課・障がい福祉課データより福祉総合相談課作成  
 【説明】 H25.3.31時点で認知症自立支援以上の者のうち、認定調査5金銭の管理で「介助されていない」・医師意見書3(2)意思決定の判断能力「判断できない」・医師意見書3(2)意思決定の伝達「伝えられない」のいずれかの対象者数  
 【注】 H30.4時点で有効な障がい支援区分認定者のうち、2-8金銭の管理・2-10日間の意思決定・3-4裁判の判断・4-7ひどい物忘れ・4-23不適切な行為の5項目で「全面的な支援が必要」な対象者を算出し、H30.4時点の障害者手帳所持者全体数に換算  
 【補 注】 精神保健福祉手帳所持者の20増数 (H29年度中速分) ※400件サンプル調査。※2(3)金銭管理と同一物(5)他人との意思伝達(7)社会的な行動や公共施設の利用の3項目を「できない」と判断された方を抽出し、H30.4時点の精神保健福祉手帳所持者全体数に換算

#### <利用者数>

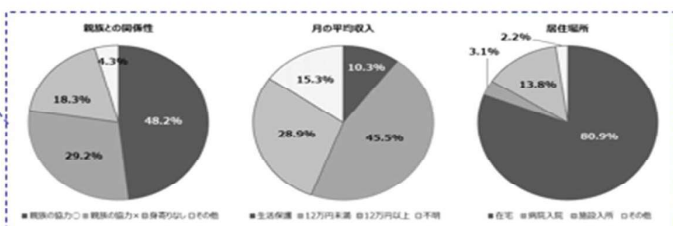
	全体	後見	保佐	補助	任意後見
2018	445	374	53	18	0

【出所】 名古屋家庭裁判所豊田支部  
 ※①統計処理期間は、1~12月 ②数値は自治体計に基づく数値であり、今後の集計整理により異同訂正の可能性あり ③本人死に다가、清算業務未完了の場合、カウントされる ④名古屋家庭裁判所が管理している利用者であり、他家裁判の管理分はカウントされない ⑤開始時点又は変更期で豊田市が住所地となっている場合であり、実際の居所と異なる可能性あり

#### <需要者数>

	全体
計	664

【出所】 豊田市(2019)  
 「豊田市成年後見制度に関するアンケート調査報告書<福祉・医療編>」



## B 受け皿調査

### 目的

後見事案を受任できる受け皿の把握

### 対象

弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、法人後見実施団体など

### 調査項目

「現受任件数と受任限界件数」、「就任における課題（緊急時の対応、スキル向上、他業務とのバランス・・・）」、「専門性を発揮できる事案」や「実際に受任している案件の特徴」、「サポート機関の必要性」など

## <第二期基本計画の工程表とKPI>

	KPI <sup>※1</sup> (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度 <sup>※2</sup>	令和7年度	令和8年度	
優先して取り組む事項 <sup>※3</sup>	<b>任意後見制度の利用促進</b> ・ 周知・広報  ・ 適切な運用の確保に関する取組	・ 全1,741市町村 ・ 全50法務局・ 地方法務局 ・ 全286公証役場 —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知		関係機関等による周知の継続		
			利用状況を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討				
	<b>担い手の確保・育成等の推進</b> ・ 都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・ 都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・ 全47都道府県  ・ 全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定		都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
			都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施				
	<b>市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進</b> ・ 都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・ 成年後見制度利用支援事業の推進	・ 全47都道府県  ・ 全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施		都道府県による研修の継続実施		
			市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善				
		全国で適切に実施する方策の検討	市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施		市町村による実施		
<b>権利擁護支援の行政計画等の策定推進</b> ・ 市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・ 全1,741市町村	市町村による計画策定、必要な見直し		策定状況等のフォローアップ			
<b>都道府県の機能強化</b> ・ 都道府県による協議会設置	・ 全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置		都道府県による協議会の継続的な運営			

# 法人後見の状況

全国

## 法人後見支援事業の実施状況(令和3年度)



## 市町村が把握している後見を実施している法人数の内訳

■ 法人後見を実施している法人数合計 ※1  
1,028法人→1,136法人

※2  
うち市町村社協及び社協以外の社会福祉法人

NPO法人 215法人  
その他 209法人

※1 調査日時点で市町村が把握している法人後見を実施している法人数であることに留意  
※2 内訳については、R3から把握

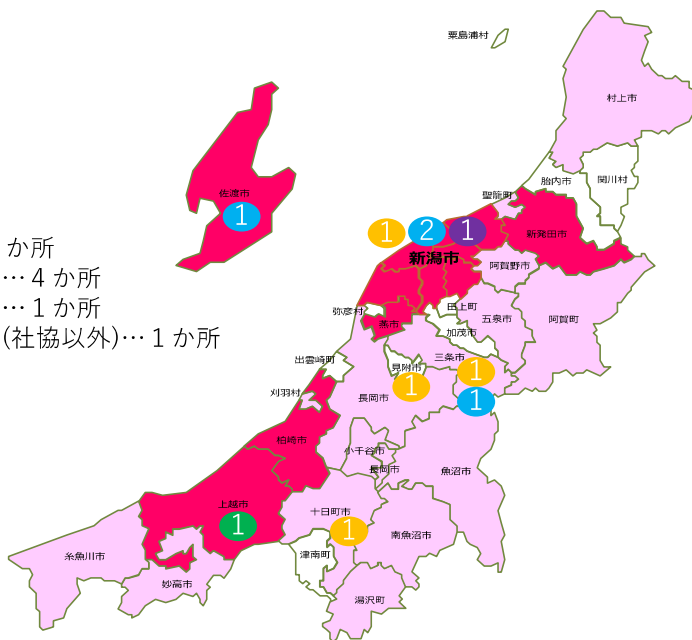
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援室調べ(令和4年10月1日現在)

出典：第14回成年後見制度利用促進専門家会議（令和5年3月29日） 厚生労働省資料「成年後見制度利用促進に係る取組状況等について」より一部抜粋。

# 法人後見の状況

新潟県

- NPO法人… 4 か所
- 一般社団法人… 4 か所
- 一般財団法人… 1 か所
- 社会福祉法人(社協以外)… 1 か所



社協名	事業開始年度	現受任件数 (R4,5.1現在)	累計受任件数 (R4,5.1現在)	後見支援員数 (R4,5.1現在)
新潟市	H25	57	97	85
長岡市	H29	26	32	
上越市	H23	27	43	2
三条市	H30	14	15	
柏崎市	H22	26	36	21
新発田市	H28	9	15	7
小千谷市	H30	3	3	
加茂市				
十日町市	H28	7	8	
見附市				
村上市	H30	9	14	
越前市	H21	15	27	1
糸魚川市	R3	1	1	
妙高市	R2	1	1	
五泉市	H29	2	3	
佐渡市	H23	27	38	2
阿賀野市	R3	0		
魚沼市	H27	12	20	
南魚沼市	H30	3	4	
胎内市				
聖籠町	H30	4	4	
弥彦村				
田上町				
阿賀町	H27	6	14	
出雲崎町				
湯沢町	H28	4	6	
津南町				
刈羽村	H28	4	8	
関川村				
粟島浦村				
合計		256	388	118

※(福)新潟県社会福祉協議会「令和4年度成年後見制度に関する実態把握調査結果」のデータを加工。

■は社協職員のみで事業実施、■は法人後見支援員を雇用して事業実施している。

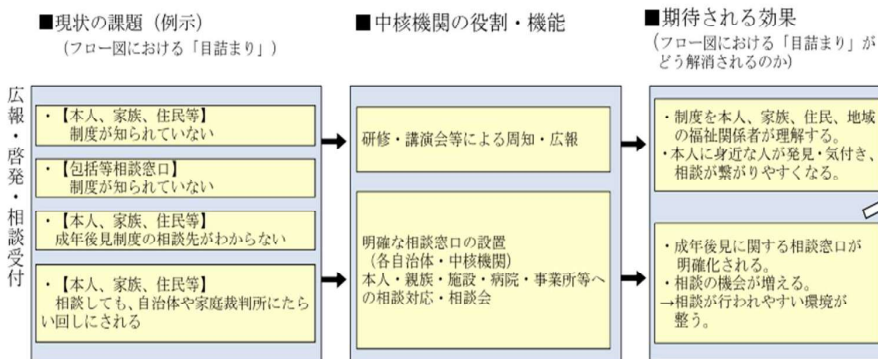


# C 体制把握

## 制度の目詰まりと現状確認

中核機関の役割や機能をふまえ、地域課題（目詰まり）の解消を考える

### 「目詰まりと現状を確認しましょうシート」（抜粋）



自分の地域でどのような取組  
があるか。  
その機能を強めたり体制を見  
直したり出来るか検討

第135回市町村職員を対象とするセミナー「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備について」意見交換用参考資料（資料2）より

『成年後見制度利用促進ニュースター』第7号（2018年8月31日発行）

## 相談機関に関する実態把握調査

相談機関の制度に対する理解、支援で不安に感ずること、受け皿、支援機関の必要性などを把握する

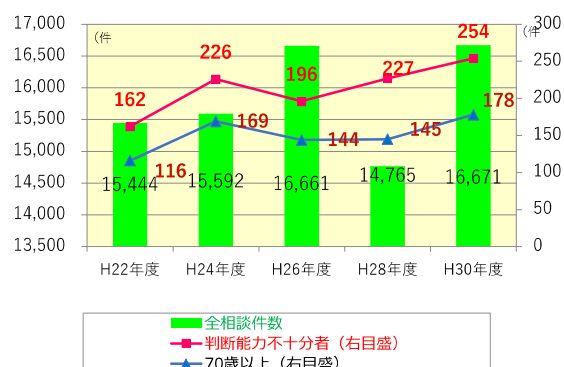
### 家庭裁判所へ統計情報提供を依頼

家庭裁判所への後見、保佐、補助の利用者数の  
数値提供が可能。都道府県等が家裁に数値提供を  
依頼し市町村に示すことも可能

### 金融機関に対する調査

判断能力が低下している方への対応、制度の理解、  
制度の案内、相談機関の必要性、研修の参加など

認知症高齢者等の消費者被害相談件数の推移（新潟県社協作成）



## 03.ニーズ調査等の留意点

---

- (1) 調査目的の明確化
- (2) 量的なデータとあわせて、ニーズの質的な特徴を把握
- (3) 事務負担軽減のための工夫
- (4) 関係者を巻き込んだ調査実施のプロセスが体制整備づくりにつながる